

小松市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年7月25日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 灰 田 昌 典

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 市民福祉部 こども家庭課, ふれあい福祉課
- 2 監査実施日 平成 28 年 6 月 23 日
- 3 監査の範囲 平成 27 年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 灰田 昌典

5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料, 関係する管理資料, 申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め, 事務局職員により, その内容の照合, 検算, 通査等の予備監査を行った。

また, 監査当日は, ふるさと共創部長ほか関係職員の同席の下, 館長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに, 質疑を交わした。

6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的, 合理的に行われているかを主眼として, 予算執行状況(経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの), 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況, 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び過年度指摘事項の項目については, おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また, 細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については, 監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<こども家庭課>

保育所や幼稚園は, 児童同士の遊びや体験の中で, 社会性やコミュニケーション力を育み, 小学校以降の生活や学習の基礎を培う役割を担っている。就学前に施設に入所していない児童に対しても, 円滑に小学校での集団生活に入れるようフォローアップに努め, 児童の福祉増進を図られたい。

<ふれあい福祉課>

生活困窮者の自立支援については, 生活習慣の形成・改善から就労訓練まで, 個人の状況に応じた支援策を講じるなどして, 就労につなげている。平成 28 年度からは農業体験も採り入れるなど, 創意工夫も見られる。今後もやさしいまちづくりの一環として, 民間や地域との共創により, 効果的な事業を展開されたい。

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 予防先進部 長寿介護課
- 2 監査実施日 平成28年6月23日
- 3 監査の範囲 平成27年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 灰田 昌典

5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、ふるさと共創部長ほか関係職員の同席の下、館長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、予算執行状況（経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの）、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<長寿介護課>

ア 高齢化が進む中、認知症高齢者の徘徊行動は社会問題になっており、対策が急務である。徘徊する高齢者を地域全体で見守るネットワークづくりなど、関係機関と連携しながら、早期発見・保護につなげるための仕組みの構築に努められたい。

イ 認知症等の理由で判断能力が不十分な人に代わって、契約や財産管理などを行う成年後見制度の利用については、市内の高齢者総合相談センターで相談等の支援を行っているところであるが、制度の利用者が少ないのが現状である。本人の権利や財産を守るためにも、市が率先して制度の活用を推進し、認知症の人やその家族が安心して生活できる環境整備により一層努められたい。

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 市民福祉部 那谷保育所，やたの認定こども園あおぞら
- 2 監査実施日 平成28年6月27日
- 3 監査の範囲 平成27年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 灰田 昌典

5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，ふるさと共創部長ほか関係職員の同席の下，館長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，予算執行状況（経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの），財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<各保育所共通：所管課（こども家庭課）>

公立保育所の統廃合及び民営化の計画が進められているが，それに伴い，正規職員や臨時職員の適正な配置が求められる。保育の充実や職員の資質向上のためにも，臨時職員の処遇改善を図り，人材確保に努められたい。